

目 次

議会日誌	1
議長会の動き	6
東京都市議会議長会	
全国市議会議長会	
西多摩地区議長会	
各種協議会等の動き	11
関東地区競艇主催地議会協議会	
全国競艇主催地議会協議会	
三多摩上下水及び道路建設促進協議会	
三鷹・立川間立体化複々線促進協議会	
東京河川改修促進連盟	
多摩地域都市モノレール等建設促進協議会	
市議会議員共済会	
青梅市議会新着図書目録	20
要綱・要領等の制定、改廃の状況	22
制定された要綱・要領	24
青梅市モデル避難所運営マニュアル検討委員会設置要綱	以下4件

議 会 日 誌

< 5 月 >

- 10日（水） 午前 9:13 議会運営委員会
午前10:00 平成29年市議会定例会 5月招集議会 本会議 [会期の決定、
公共施設再編特別委員会の調査報告の件、議案審議、陳情
審議、議長辞職の件、議長の選挙、副議長辞職の件、副議
長の選挙、議会運営委員の選任、常任委員の選任]
午前11:25 予算決算委員会
- 12日（金） 午後 1:30 青梅・日の出間都道整備促進協議会梅ヶ谷トンネル(仮称)青
梅市側坑口現場見学会 [梅ヶ谷トンネル(仮称)青梅市側坑
口付近一小山議長、島崎・鴨居議員、局長]
- 15日（月） 午後 2:00 東京都市議会事務局長連絡会議 [東村山市役所一局長]
- 18日（木） 午前 9:00 土地開発公社決算監査 [市役所会議室一久保監査委員]
午前10:00 兵庫県高砂市議会行政視察 [市役所一議場、委員会室等の設
備関係などハード面の運用について]
- 23日（火） 午前10:00 議会運営委員会
- 24日（水） 午後 1:00 全国市議会議長会定期総会・各委員会合同会議 [東京国際フ
ォーラム一小山議長、局長]
- 25日（木） 午前11:00 関東地区競艇主催地議会協議会定期総会 [ホテル日航立川東
京一小山議長、野島副議長、局長]
午後 3:00 青梅市農業委員会 [市役所会議室一大勢待・野島・下田議員]
- 26日（金） 午後 2:00 三多摩上下水及び道路建設促進協議会理事会・総会 [東京自
治会館一小山議長、阿部・迫田・山田議員、局長]
- 28日（日） 午後 1:00 青梅市環境美化大会 [市役所会議室一小山議長]
- 29日（月） 午後 1:00 東京都十一市競輪事業組合臨時会 [京王閣競輪場一結城・
野島議員]
午後 1:00 東京都羽村市議会行政視察 [市役所一護美拾い合戦の概要に
ついて]
午後 1:30 例月出納検査 [市役所会議室一久保監査委員]
午後 3:00 東京都市議会議長会定例総会 [東京自治会館一小山議長、
局長]
- 30日（火） 午前10:00 予算決算委員会
午前10:08 予算決算委員会理事会

	午前10:15	環境建設委員会
	午前10:16	総務企画委員会
	午前10:17	福祉文教委員会
31日（水）	午後 1:00	関東都市監査委員会定期総会 [さいたま市パレスホテル大宮 一久保監査委員]
	午後 1:30	東京河川改修促進連盟理事会 [調布市文化会館—小山議長、 局長]
< 6月 >		
2日（金）	午後 3:00	議会運営委員会
8日（木）	午前10:00	定例記者会見 [市役所会議室—小山議長、野島副議長、局長]
12日（月）	午前 9:00	議会運営委員会
	午前 9:30	青梅議場ミニコンサート
	午前10:00	平成29年市議会定例会 6月定例議会 本会議 [各委員会報告 の件、議案審議、一般質問]
13日（火）	午前10:00	本会議 [一般質問]
14日（水）	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	本会議 [一般質問]
15日（木）	午前 9:00	環境建設委員会
	午前10:00	福祉文教委員会
16日（金）	午前10:00	総務企画委員会
19日（月）	午前10:00	予算決算委員会
	午前10:00	全員協議会 [<市長提出事項>… 1. 青梅市公式キャラクターの命名について 2. 市長のフランス出張について 3. 「いじめゼロ宣言・子ども議会」の開催について 4. 西多摩地域広域行政圏協議会によるホストタウン申請について 5. 青梅市を当事者とした訴訟事件の概況について 6. 青梅市空家等対策計画（素案）について 7. ふるさと納税者に対する青梅マラソンエントリー枠の新設について]
	午前11:40	青梅市土地開発公社評議員会
21日（水）	午後 2:00	東京都市監査委員会事務局長会 [市役所会議室—久保監査委員（代表監査委員の代理出席）]
25日（日）	午前10:13	東京都・青梅市合同風水害対策訓練

26日（月）	午前 9:14	議会運営委員会
	午前10:00	本会議 [総合病院建替特別委員会設置に関する動議、東青梅 1丁目地内諸事業用地等特別委員会設置に関する動議、委員 会議案審査報告、委員会陳情審査報告、議案審議、議員 提出議案審議]
	午前10:07	総合病院建替特別委員会
	午前10:07	東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会
	午後 3:00	青梅市農業委員会 [市役所会議室一大勢待・野島・下田議員]
	午後 3:31	福祉文教委員会
	午後 3:31	環境建設委員会
28日（水）	午後 1:30	例月出納検査 [市役所会議室一久保監査委員]
29日（木）	午後 2:00	全国競艇主催地議会協議会役員会・定期総会 [ホテルメトロ ポリタン高崎一小山議長、野島副議長、鴨居総務企画委員 長、局長]
30日（金）	午前10:30	全国競艇主催地議会協議会視察 [ボートレース桐生一野島副 議長、局長]
< 7月 >		
3日（月）	午後 2:00	東京都市監査委員会役員会 [市役所会議室一久保監査委員]
4日（火）	午後 1:30	全国市議会議長会社会文教委員会 [全国都市会館一小山議長、 局長]
5日（水）	午前 9:30	青梅市都市計画審議会 [大会議室一みねざき・藤野・片谷・ 湖城・島崎・天沼議員]
6日（木）	午後 2:00	秋田県能代市議会総務企画委員会行政視察 [市役所一公共施 設再編計画策定「ぷらっとカフェ」の取組み、総合長期計 画「施策連動型のしくみ」の取組み等]
7日（金）	午後 1:00	議員年金に関する研修会 [都市センターホテル一青柳主任]
10日（月）	午前10:00	東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会
	午前10:00	和歌山県上富田町議会行政視察 [市役所一輪紋ウィルスにつ いて]
	午後 1:13	西多摩衛生組合議会議員総会・臨時会・全員協議会 [西多摩 衛生組合一工藤・山崎・山内議員]
11日（火）	午前 9:30	病院事業会計決算審査 [青梅市立総合病院一久保監査委員]
12日（水）	午前 9:30	山形県酒田市議会行政視察 [市役所一障がい者の社会参加に 向けた取組みについて「カフェだんだん」]

- 13日（木） 午前10:00 青梅・羽村地区工業用水道企業団議会臨時会〔羽村市水道事務所一田中・榎澤・鴨居議員〕
- 午前10:00 京都府八幡市議会行政視察〔市役所一庁舎整備事業の概要と議会の関わり方について〕
- 14日（金） 午後 1:00 東京河川改修促進連盟総会・促進大会〔調布グリーンホール一小山議長、野島副議長、山田・みねざき・藤野・片谷・大勢待・工藤・榎澤・島崎・天沼・鴨居・山内・鴻井・結城議員、局長、庶務係長〕
- 18日（火） 午前10:00 福祉文教委員会
- 19日（水） 午後 1:00 愛知県豊田市議会行政視察〔市役所一下水管路施設の管理業務の包括的民間委託について〕
- 午後 4:00 西多摩地区議長会事務局長連絡会議・定例会議〔羽村市役所一小山議長（会長に就任）、局長〕
- 20日（木） 午前10:00 環境建設委員会
- 午後 2:00 東京都市議会事務局長研修会・連絡会議〔東京自治会館一局長〕
- 21日（金） 午前10:00 東京都市議会議会運営研究会〔立川市役所一議事係長、田中主任〕
- 午前11:00 総務企画委員会現地視察〔ボートレース多摩川〕
- 午後 2:00 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会正副委員長会議〔東村山市役所一山田議員、庶務係長〕
- 午後 2:30 東京都十一市競輪事業組合臨時議会〔京王閣競輪場一結城・野島議員〕
- 24日（月） 午後 1:30 三鷹・立川間立体化複々線促進協議会総会・多摩地域都市モノレール等建設促進協議会総会〔パレスホテル立川一小山議長、榎澤環境建設委員長、局長〕
- 25日（火） 午後 3:30 圏央道を促進する議員ネットワーク解散総会〔八王子市生涯学習センター一小山議長、局長〕
- 26日（水） 午後 1:30 子ども議会（いじめゼロ宣言・子ども議会）
- 27日（木） 午後 1:00 東京たま広域資源循環組合議会全員協議会・臨時会〔東京自治会館一久保議員〕
- 28日（金） 午前11:00 西多摩地域広域行政圏協議会審議会〔市役所会議室一小山議長〕
- 午後 2:00 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第2委員会〔東京自治会館一迫田議員、庶務係長〕

- 午後 1:30 例月出納検査 [市役所会議室—久保監査委員]
- 31日 (月) 午前10:00 一般・特別会計、モーターボート競走事業会計決算・基金運用等審査 [第3委員会室—久保監査委員]
- 午後 1:00 山口県防府市議会地域社会委員会行政視察 [市役所—青梅マラソン大会について、受験生チャレンジ支援貸付制度について]
- 午後 2:00 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会 [東京自治会館—山田議員、青柳主任]



議 長 会 の 動 き

東京都市議会議長会

5月15日（月） 事務局長連絡会議

* 案件（了承）

- 1 各市提出議案について
- 2 東京都市議会議長会理事会及び5月定例総会の運営について
- 3 平成29年度東京都市議会議長会研修計画について

* 連絡事項

- 1 平成29年度東京都市議会議長会事業計画
- 2 平成29年度東京都市議会議長会関係役員
- 3 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
- 4 その他

5月29日（月） 定例総会

* 報告事項（了承）

会務報告 以下6件

* 協議事項

- 1 各市提出議案について
- 2 その他

* その他

- 1 平成29年度東京都市議会議長会研修計画について
- 2 平成29年度東京都市議会議長会事業計画について
- 3 平成29年度東京都市議会議長会関係役員について
- 4 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
- 5 その他

7月20日（木） 事務局長研修会・事務局長連絡会議

○事務局長研修会

* 演題 「議会のリスク管理とマスコミ対応～危機管理広報の基本～」

講師 広報コンサルタント

日本リスクマネージャー&コンサルタント協会理事 石川 慶子 氏

○事務局長連絡会議

* 案件（了承）

- 1 各市提出議案について
- 2 都県提出議案について
- 3 東京都市議会議長会理事会及び8月定例総会の運営について

* 連絡事項

- 1 平成29年度東京都市議会議長会関係役員について
- 2 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿

* その他

7月21日（金） 議会運営研究会

* 事例研究

- 1 研究課題
- 2 情報交換

* 研究結果発表

全国市議会議長会

5月24日（水） 定期総会・各委員会合同会議

○定期総会

* 表彰式

* 会議

1 報告（了承）

一般事務及び会計報告、地方行政委員会以下7委員会

(1) 平成27年度全国市議会議長会一般会計決算

歳入	予算額	6億2551万円	決算額	6億3065万6793円
歳出	予算額	6億2551万円	決算額	5億8781万1041円
差引残額	4284万5752円（翌年度へ繰り越し）			

(2) 平成27年度全国市議会議長会表彰基金会計決算

歳入	予算額	2600万3000円	決算額	2692万9868円
歳出	予算額	2600万3000円	決算額	1317万9812円
差引残額	1375万56円（翌年度へ繰り越し）			

(3) 平成27年度全国市議会議長会職員退職基金会計決算

歳入	予算額	5285万5000円	決算額	5277万4610円
歳出	予算額	5285万5000円	決算額	1992万5914円
差引残額	3284万8696円（翌年度へ繰り越し）			

- (4) 平成29年度全国市議会議長会一般会計予算
歳入、歳出ともに6億1471万9000円
- (5) 平成29年度全国市議会議長会表彰基金会計予算
歳入、歳出ともに2350万2000円
- (6) 平成29年度全国市議会議長会職員退職基金会計予算
歳入、歳出ともに7110万5000円

2 議案審議（原案どおり決定）

〔部会提出議案〕

- (1) 東日本大震災からの早期復旧・復興について〔東北部会〕
- (2) 原子力発電所事故災害への対応について〔東北部会〕
- (3) 地震対策の充実強化について〔東海部会〕
- (4) 地方創生の取組に対する支援について〔関東部会〕
- (5) 参議院選挙における合区の解消について〔中国部会〕
- (6) 参議院選挙における合区の解消について〔四国部会〕
- (7) 北方領土問題の早期解決等について〔北海道部会〕
- (8) 日米地位協定の抜本的な改訂について〔九州部会〕
- (9) 公的資金補償金免除繰上償還の要件を緩和した上での実施について〔近畿部会〕
- (10) 子ども・子育て支援に向けた施策の充実強化について〔近畿部会〕
- (11) 国による乳幼児等医療費助成制度の創設について〔中国部会〕
- (12) 待機児童解消のための取り組みについて〔九州部会〕
- (13) 市町村の要保護児童対策としてなされる専門職配置についての交付税措置について〔関東部会〕
- (14) 学校施設環境改善交付金の拡充について〔東海部会〕
- (15) 東京オリンピック・パラリンピックを活用した地方の魅力発信と活力創出について〔四国部会〕
- (16) 国の農業農村整備事業の予算確保と中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払交付金の予算拡充について〔北信越部会〕
- (17) 軽油引取税の課税免除制度の継続を求める要望について〔東海部会〕
- (18) 道路交通網の整備促進について〔東北部会〕
- (19) 日本海沿岸東北自動車道の整備促進について〔北信越部会〕

- (20) 国道 8 号の渋滞対策と整備推進について [近畿部会]
- (21) 高速道路 4 車線化の早期実現について [中国部会]
- (22) 九州における高速交通網等の整備促進について [九州部会]
- (23) J R 北海道の経営再建及び路線維持に向けた支援措置について [北海道部会]
- (24) 並行在来線への支援措置について [北海道部会]
- (25) 北陸新幹線の整備促進について [北信越部会]
- (26) 四国への新幹線導入について [四国部会]
- (27) 国庫補助金における予算確保について [関東部会]
[会長提出議案]
- (1) 地方創生の推進に関する決議 (案)
- (2) 地方税財源の充実確保に関する決議 (案)
- (3) 防災・減災対策の充実強化に関する決議 (案)
- (4) 東日本大震災からの復旧・復興に関する決議 (案)

3 役員改選 (原案どおり決定)

○各委員会合同会議

- * 各委員会正副委員長選任
- * 各委員会正副委員長紹介

7月4日 (火) 社会文教委員会

- * 演題 「社会保障施策の最近の動向について」
講師 厚生労働省社会保障担当参事官 度山 徹 氏
- * 演題 「平成29年度文部科学省予算の概要について」
講師 文部科学省大臣官房会計課副長 助川 隆 氏
- * 委員会に関する会則・規程等について
- * 事務報告
- * 協議
 - (1) 要望書 (案) について
 - (2) 要望活動の方法について
 - (3) 今後の運営について
 - (4) その他

西多摩地区議長会

7月19日（水） 事務局長連絡会議・定例会議

○事務局長連絡会議

* 協議事項

- 1 定例会議の運営について
- 2 情報交換
- 3 その他

○定例会議

* 報告（了承）

会務報告

* 議題

- 1 平成28年度西多摩地区議長会事業報告について（了承）
- 2 平成28年度西多摩地区議長会歳入歳出決算及び監査報告について（原案どおり認定）

歳入	予算額	32万2100円	決算額	32万2859円
----	-----	----------	-----	----------

歳出	予算額	32万2100円	決算額	11万6290円
----	-----	----------	-----	----------

差引残額 20万6569円（翌年度へ繰り越し）

- 3 平成29年度西多摩地区議長会事業計画（案）について（原案どおり決定）
- 4 平成29年度西多摩地区議長会歳入歳出予算（案）について（原案どおり決定）
歳入、歳出ともに36万6600円
- 5 西多摩地区議長会役員の内選について（原案どおり決定）

会 長 青梅市議会議員

副会長 瑞穂町議会議員

監 事 あきる野市議会議員、日の出町議会議員

- 6 その他

* その他

各種協議会等の動き

関東地区競艇主催地議会協議会

5月25日（木） 定期総会

* 報告事項（了承）

会務報告について 以下2件

* 協議事項（原案どおり決定）

1 平成29年度関東地区競艇主催地議会協議会役員（案）について

会 長 戸田競艇企業団議会議長

副会長 埼玉県都市競艇組合議会議長、青梅市議会議長

監 事 東京都六市競艇事業組合議会議長、東京都四市競艇事業組合議会議長

理 事 東京都三市収益事業組合議会議長、府中市議会議長、
みどり市議会議長

2 平成29年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出予算（案）について

歳入、歳出ともに256万7000円（青梅市議会負担金13万8000円）

* その他

1 全国競艇主催地議会協議会行事予定について

2 その他

全国競艇主催地議会協議会

6月29日（木） 役員会・定期総会（併せて開催）

* 会員異動報告

* 議事

1 平成28年度事務事業について（了承）

2 競艇事業の現況について（了承）

3 平成29年度重要施策事項について（了承）

4 平成29年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出予算について（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに1817万2000円（青梅市の分担金は30万2300円）

* 平成29年度役員を選任について（原案どおり決定）

会 長 大阪府都市競艇企業団議会議長

副会長 戸田競艇企業団議会議長 以下4議会議長

監事 東京都六市競艇事業組合議会議長 以下5議会議長

* その他

6月30日（金） 視察

* ボートレース桐生

三多摩上下水及び道路建設促進協議会

5月26日（金） 理事会・総会

○理事会

* 会務報告（了承）

* 協議事項（了承）

- 1 平成28年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算の認定について
- 2 平成29年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出予算（案）について
- 3 役員を選任について
- 4 総会決議（案）について
- 5 第55回総会の開催について
- 6 三多摩上下水及び道路建設促進協議会正副会長・監事選出基準の改正について
- 7 その他

* その他

○総会

* 報告事項（了承）

1 会務報告

2 委員会報告

(1) 第1委員会（上水）活動経過及び運動方針 狛江市

(2) 第2委員会（下水）活動経過及び運動方針 武蔵村山市

(3) 第3委員会（道路）活動経過及び運動方針 国分寺市

* 協議事項

- 1 平成28年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算の認定について
（原案どおり認定）

歳入	予算額	241万2000円	決算額	241万1796円
----	-----	-----------	-----	-----------

歳出	予算額	241万2000円	決算額	78万1376円
----	-----	-----------	-----	----------

差引残額 163万420円（翌年度へ繰り越し）

- 2 平成29年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出予算（案）について（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに218万6000円

- 3 役員を選任について（原案どおり決定）

会 長 昭島市議会議長

副 会 長 調布市議会議長、稲城市議会議長、瑞穂町議会議長

監 事 府中市議会議長、奥多摩町議会議長

理 事 各市町村議会議長 24名

常任委員

第1委員会 委員長 議会 東大和市議会

副委員長 議会 府中市議会、清瀬市議会、奥多摩町議会

第2委員会 委員長 議会 立川市議会

副委員長 議会 狛江市議会、あきる野市議会、西東京市議会

第3委員会 委員長 議会 東村山市議会

副委員長 議会 町田市議会、青梅市議会、調布市議会

- 4 総会決議（案）について（原案どおり決定）

7月21日（金） 第3委員会正副委員長会議

* 会務報告

* 協議事項

- 1 平成29年度第3委員会活動計画（案）について
- 2 国・東京都に対する陳情書（案）について
- 3 第3委員会（第1回）の運営について
- 4 その他

7月28日（金） 第2委員会

* 報告事項（了承）

会務報告

* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 平成29年度第2委員会活動計画（案）について
- 2 国・東京都に対する陳情書（案）について
- 3 その他

7月31日（月） 第3委員会

* 会務報告（了承）

* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 平成29年度第3委員会活動計画（案）について
- 2 国・東京都に対する陳情書（案）について
- 3 その他

三鷹・立川間立体化複々線促進協議会

7月24日（月） 総会

* 議事

- 1 平成28年度三鷹・立川間立体化複々線促進協議会事業報告（了承）
- 2 平成28年度三鷹・立川間立体化複々線促進協議会歳入歳出決算・監査報告（原案どおり認定）

歳入	予算額	602万4440円	決算額	602万3484円
----	-----	-----------	-----	-----------

歳出	予算額	602万4440円	決算額	67万6171円
----	-----	-----------	-----	----------

差引残額	534万7313円（翌年度へ繰り越し）			
------	---------------------	--	--	--

- 3 平成29年度三鷹・立川間立体化複々線促進協議会事業計画（案）（原案どおり決定）

J R中央線三鷹駅立川駅間連続立体交差事業については、三鷹駅から立川駅間の全区間において高架化が完了しました。

平成28年4月の交通政策審議会の「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申では、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトに、中央線の複々線化が挙げられています。

本協議会では、連続立体交差事業と同時に都市計画決定しているものの整備未着手である複々線化等を促進するため、下記の事業計画を展開してまいります。

記

- 一 J R中央線三鷹・立川間の複々線化を促進するため、東京都や東日本旅客鉄道株式会社と継続して連携を図るとともに、引き続き国・東京都・東日本旅客鉄道株式会社等関係機関に対し要望活動を展開する。
- 二 沿線市の主体的なまちづくり事業を推進するため、国、東京都への支援を要請する。
- 三 青梅線立川・西立川間三線高架化事業を促進する。

四 事業計画、執行に関し連絡調整を行うほか、情報資料の収集等を行う。

4 平成29年度三鷹・立川間立体化複々線促進協議会歳入歳出予算（案）（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに 607万6313円

5 役員改選（全員留任）

* 総会決議

J R中央線三鷹駅立川駅間連続立体交差事業は、平成22年11月に高架化が完了したことで、18ヶ所の踏切が除却され、交通渋滞や踏切事故が解消するなど、大きな事業効果をもたらしている。また、沿線では再開発事業が進められるなど、まちづくりにも大きく寄与していることは、国・東京都をはじめ、地元国会議員、都議会議員の方々の、多大なるご尽力とご支援の賜であると、ここに深く感謝申し上げるものである。

一方、中央線の複々線化事業については、国の諮問機関である交通政策審議会が平成28年4月にとりまとめた「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申において、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」に挙げられているが、平成6年5月の都市計画決定以後、整備未着手となっている。この事業は、混雑率が180%を超える中央線の混雑緩和といった利用者の利便性向上にとどまらず、東京都全体の防災力の強化につながるとともに、都市間連携の強化にも資するなど、事業の多方面にわたる意義はたいへん大きい。

また、青梅線、五日市線の輸送力増強や都心へのアクセス利便性の向上にも資するものであり、多摩地域全体の振興のため、複々線化事業及び青梅線立川駅・西立川駅間の三線高架事業については、1日も早く事業化されるよう強く望むものである。

多額の費用の確保などの課題があるものの、今後とも、国、東京都、東日本旅客鉄道株式会社及び関係機関に対し、引き続き事業促進を強く求めるとともに、促進協議会加盟市町村が一丸となって、沿線各市のまちづくりを進めるなど、事業促進に邁進することをここに宣言する。

東京河川改修促進連盟

5月31日（水） 理事会

* 議事（了承）

1 平成28年度事業報告（認定第1号）

- 2 平成28年度歳入歳出決算（認定第2号）
- 3 会計監査報告 会計監事
- 4 平成29年度事業計画（案）（議案第1号）
- 5 平成29年度歳入歳出予算（案）（議案第2号）
- 6 平成29年度分担金（案）（議案第3号）
- 7 第55回総会及び促進大会（案）（議案第4号）
- 8 平成30年度役員（案）（議案第5号）
- 9 その他

* 河川事業説明

東京都建設局河川部

* 下水道事業説明

東京都下水道局計画調整部

7月14日（金） 総会・促進大会

○総会

* 議事（了承）

- 1 平成28年度事業報告（認定第1号）
- 2 平成28年度歳入歳出決算（認定第2号）

歳入	予算額	519万5694円	決算額	519万4724円
歳出	予算額	519万5694円	決算額	104万3432円
差引残額	415万1292円（翌年度へ繰り越し）			
- 3 平成28年度会計監査報告
- 4 平成29年度事業計画（案）（議案第1号）
- 5 平成29年度歳入歳出予算（案）（議案第2号）

歳入、歳出ともに 691万3292円

* 河川事業説明

東京都建設局河川部長

* 下水道事業説明

東京都下水道局計画調整部長

○促進大会

* 意見発表

港区、狛江市、東久留米市

* 大会宣言

* 大会決議

我々は、水害をなくし、『安全で豊かな住み良い生活環境』及び『水と緑豊かな潤いあふれる水辺環境』の創出を図るため、ここに、東京河川改修促進連盟促進大会を開催し、その総意に基づき、国会及び政府並びに東京都に対して、次の事項を強く要望する。

記

- 一 都民の命と暮らしを守る総合的な治水事業の強力な推進
 - 一 新たな目標整備水準に対する河川整備の早期実現
 - 一 水と緑豊かな潤いあふれる水辺環境の整備
 - 一 都市河川改修の推進に必要な財源の確保及び増額
 - 一 迅速な避難に資するためのソフト対策の強力な推進
 - 一 全東京河川改修事業の早期完成と内水対策に対する下水道の早期整備
- 以上、決議する。

多摩地域都市モノレール等建設促進協議会

7月24日（月） 総会

* 議事

- 1 平成28年度多摩地域都市モノレール等建設促進協議会事業報告（了承）
- 2 平成28年度多摩地域都市モノレール等建設促進協議会歳入歳出決算・監査報告（原案どおり認定）

歳入	予算額	286万3489円	決算額	286万2507円
歳出	予算額	286万3489円	決算額	67万6125円
差引残額	218万6382円（翌年度へ繰り越し）			

- 3 平成29年度多摩地域都市モノレール等建設促進協議会事業計画(案)（原案どおり決定）

多摩都市モノレール事業は、平成12年1月に、多摩センター駅・上北台駅間の約16km区間が開業し、平成28年度においては、1日平均乗車人員が14万1千人を超えるなど、地域市民の足として着実に定着しております。

平成28年4月の交通政策審議会の「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申では、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトとして、多摩都市モノレールの延伸が挙げられています。

本協議会では、引き続き関係機関と協力体制をとりながら、次の事業計画を展開してまいります。

記

- 一 全線93km間すべての事業採択へ向けた関係機関への強い働きかけを行う。
 - 二 箱根ヶ崎方面、町田方面、八王子方面の延伸の早期事業化に向け、東京都や多摩都市モノレール株式会社と継続して連携を図るとともに、引き続き、国・東京都・多摩都市モノレール株式会社等関係機関に対し要望活動を展開する。
 - 三 南北方面別の沿線市を中心とした事業促進に向けた活動を展開する。
 - 四 構想路線の早期事業化に向け、促進活動を行う。
 - 五 関連事業も含め、事業に必要な財源確保を、国及び東京都に対し、強く要請する。
 - 六 事業計画、執行に関し連絡調整を行うほか、情報資料の収集等を行う。
- 4 平成29年度多摩地域都市モノレール等建設促進協議会歳入歳出予算(案) (原案どおり決定)
- 歳入、歳出ともに 293万7382円

* 総会決議

多摩都市モノレールは、平成12年1月に多摩センター駅・上北台駅間約16キロが全線開業し、多摩都市モノレール株式会社の様々なサービス向上の取組などにより、平成28年度の1日平均乗客数は14万1千人を超え、地域住民の足として定着していることは、まことに喜ばしい限りである。

これもひとえに国、東京都はもとより、地元国会議員、都議会議員の皆様のご多大なるご尽力とご支援の賜であり、ここに深く感謝申し上げるものである。

今後、東京の都市力を一層高めていく必要性が増している中で、多摩都市モノレール事業は、多摩地域の振興や連携強化に寄与し、多摩自立都市圏の形成を図る上で重要な公共交通網の根幹をなすものとして、構想路線全線の早期事業化が強く望まれている。

国の諮問機関である交通政策審議会が平成28年4月にとりまとめた「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申において、多摩都市モノレールの「上北台から箱根ヶ崎」、「多摩センターから八王子」、「多摩センターから町田」への延伸が、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として挙げられており、早期の事業着手に向け、国、東京都、地元国会議員、都議会議員の皆様には更なるお力添えをお願いするものである。

今後とも、多摩地域を相互に結ぶ多摩都市モノレール全線93キロの早期開業を期するため、国、東京都及び関係機関に対し、引き続き事業促進を強く求めるとともに、促進協議会加盟市町村が一致協力し、事業の促進に全力で取り組むことを、ここに宣言する。

市議会議員共済会

7月7日（金） 議員年金に関する研修会

* 説明

- 1 地方議会議員の年金制度について
- 2 地方議会議員の厚生年金への加入に向けた動向について
- 3 市議会議員共済会の事務手続について

* 質疑応答



青梅市議会新着図書目録

分類番号	書名	著者(編者)	発行所	発行年	判型
288	皇室 Our Imperial Family(第75号)平成29年夏号	日本文化興隆財団	扶桑社	29	A4 変形
318	基礎自治体によるオープンデータ化と利活用の可能性に関する調査研究報告書	—	東京市町村自治調査会	29	A4
318	誰にも伝わる情報発信に関する調査研究報告書	—	東京市町村自治調査会	29	A4
318	広報おうめ 平成26年度～平成27年度(No.1243～No.1290)	—	青梅市	—	B4
318	地方議会議員ハンドブック 改訂版	全国市議会議長会	ぎょうせい	29	A5
349	財政のあらまし 平成28年度下半期財政運営の状況 平成28年度公営企業会計決算の状況 平成29年度予算の概況	東京都財務局 主計部財政課	東京都	29	A4
365	Q&A自治体のための空家対策ハンドブック	西口元 秋山一弘 帖佐直美 霜垣慎治	ぎょうせい	28	A5
367	健康長寿のまちづくり 超高齢社会への挑戦	辻哲夫	時評社	29	A5
369	「災害に強い福祉」要配慮者支援活動事例集	—	社会福祉法人 東京都 社会福祉協議会	29	A5
369	基礎自治体における子どもの貧困対策に関する調査研究報告書	—	東京市町村自治調査会	29	A4
369	災害に立ち向かう自治体間連携 東日本大震災にみる協力的ガバナンスの実態	大西裕	ミネルヴァ書房	29	A5

分類番号	書名	著者(編者)	発行所	発行年	判型
369	高齢者の暮らしの手引き(平成29年度版)	青梅市健康福祉部 高齢介護課	青梅市	29	A4
369	青梅市介護サービス事業所調査報告書	—	青梅市健康福祉部 高齢介護課	29	A4
369	青梅市在宅介護実態調査報告書	—	青梅市健康福祉部 高齢介護課	29	A4
369	青梅市介護予防・日常生活圏域ニーズ 調査報告書	—	青梅市健康福祉部 高齢介護課	29	A4
369	平成28年熊本地震1年間の活動記録 熊本地震支援活動報告書	日本財団	—	29	A4
370	青梅市学校教育要覧(平成29年度)	—	青梅市教育委員会	29	A4
373	青梅市特別支援教育実施計画第四次計 画(平成29～31年度)	青梅市教育委員会	青梅市教育委員会	29	A4
375	青梅市いじめ防止マニュアル いじめの 根絶に向けて	青梅市教育委員会	青梅市教育委員会	29	A4
498	産後ケアの全て	林 謙 治	株式会社 財界研究所	29	四六
550	アニュアルレポート2016	日本財団	日本財団	29	A4
601	多摩・島しょ地域におけるスポーツを 活用した地域活性化に関する調査研 究～スポーツコミッションの機能に 着目して～	—	東京市町村 自治調査会	29	A4
651	青梅市森林整備計画	青梅市	青梅市	29	A4

要綱・要領等の制定、改廃の状況

<平成29年5月～7月末現在>

件名	区分	所管
東青梅1丁目地内諸事業用地等の利活用等に関する検討委員会設置要綱	改正	企画政策課
青梅市における公の施設の使用料減免に関する指針	改正	行政管理課
青梅市制限付一般競争入札の試行に関する実施要領	改正	契約課
青梅市特別簡易型総合評価公募型指名競争入札の試行に関する実施要綱	改正	〃
青梅市特別簡易型総合評価制限付一般競争入札の試行に関する実施要綱	改正	〃
青梅市工事請負契約最低制限価格設定要領	改正	〃
青梅市電力の調達にかかる環境配慮方針	改正	〃
青梅市モデル避難所運営マニュアル検討委員会設置要綱	制定	防災課
青梅市消防団員互助会規約	改正	〃
平成29年度青梅市防犯カメラの整備等に対する補助金交付要綱	制定	市民安全課
青梅市総合体育館における使用料減免に関する基準	改正	スポーツ推進課
青梅市体育施設における使用料減免に関する基準	改正	〃
平成29年度青梅市生活保護世帯に対する法外援護事業実施要綱	制定	生活福祉課
青梅市高齢者配食サービス事業実施要綱	改正	高齢介護課
青梅市身体障害者等施術助成事業実施要綱	改正	障がい者福祉課
青梅市重度心身障害者（児）入浴サービス事業実施要綱	改正	〃
青梅市自動体外式除細動器（AED）収納ボックス広告掲載取扱基準	改正	健康課
青梅市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱	改正	子育て推進課
青梅市私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱	改正	〃

件 名	区 分	所 管
青梅市子育て支援相談員設置要綱	改 正	子ども家庭支援課
青梅市母子家庭および父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱	改 正	〃
青梅市養育支援訪問事業実施要綱	改 正	〃
青梅市商店街振興事業補助金交付要綱	改 正	商工観光課
青梅市内水面漁業振興対策事業費補助金交付要綱	制 定	農 林 課
青梅市特別融資制度推進会議設置要綱	改 正	〃
青梅市街路灯LED化事業委託プロポーザル選定委員会設置要綱	廃 止	建設部管理課
青梅市移動教室等保護者負担助成金交付要綱	改 正	指 導 室
青梅市農業委員会部会設置要綱	改 正	農 業 委 員 会



制定された要綱・要領

青梅市モデル避難所運営マニュアル検討委員会設置要綱

1 設置

青梅市避難所運営マニュアル（平成29年3月策定）をもとにした、各避難所で活用できるモデル避難所運営マニュアル（以下「モデル避難所運営マニュアル」という。）の作成を目的として、青梅市モデル避難所運営マニュアル検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 青梅市避難所運営マニュアルにもとづく、モデル避難所運営マニュアルの策定に関すること。
- (2) その他避難所運営マニュアルに関すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる委員20人をもって組織する。

- (1) 委員長 防災課長
- (2) 副委員長 市民活動推進課長、高齢介護課長および施設課長
- (3) 委員 防災課3人、市民活動推進課3人、高齢介護課2人、障がい者福祉課2人、子育て推進課2人、子ども家庭支援課2人、教育総務課1人、施設課1人

4 委員長および副委員長の職務

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

5 会議

会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 検討グループ

- (1) 第2項各号に掲げる事項についての調査および検討を行うため、次の検討グループを組織する。

ア 市民センターモデル避難所検討グループ

(ア) 所掌事項

青梅市市民センターにおける避難所運営に関する調査および検討を行うこと。

- (イ) 組織
 - a リーダー 市民活動推進課長
 - b サブリーダー 委員のうち、市民活動推進課長が指名する職員
 - c メンバー 第3号第3項の委員のうち、7人程度
- イ 市立学校モデル避難所検討グループ

(ア) 所掌事項

青梅市立学校における避難所運営に関する調査および検討を行うこと。

(イ) 組織

- a リーダー 施設課長
 - b サブリーダー 委員のうち、施設課長が指名する職員
 - c メンバー 第3号第3項の委員のうち、7人程度
- (2) 前号に掲げる検討グループは、次に掲げる団体等から意見を聴取し、検討を行うものとする。
- ア 自治会および自主防災組織
 - イ 青梅女性防火防災の会
 - ウ 指定避難所市立学校
 - エ 指定避難所市民センター
 - オ その他委員長が避難所運営の検討に必要と認める団体

7 報告

委員長は、委員会で検討したモデル避難所運営マニュアルを青梅市長に報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、防災担当課で処理する。

9 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日

この要綱は、平成29年6月27日から実施し、第7項に規定する報告のあった日の翌日をもって廃止する。

平成29年度青梅市防犯カメラの整備等に対する補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、地域団体または商店街等が当該地域に防犯カメラを設置し、その維

持管理を行うに当たり、予算の範囲内において当該防犯カメラの整備等にかかる費用の一部を補助することにより、防犯対策の向上を図り、もって安全で安心なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に規定する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域団体 自治会、PTA、商店街等その他一定の区域の住民が組織し、または参加する団体をいう。

(2) 商店街等 商店街および商店街の連合会をいう。

(3) 商店街 次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合

ウ 次に掲げる事項に照らし、青梅市長（以下「市長」という。）が商店街と認めるもの

(ア) 当該区域で、中小小売商業またはサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。

(イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。

(ウ) 当該区域内に人または車両が常時通行できる道路を包含していること。

(4) 商店街の連合会 次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法により設立された連合会

イ 中小企業等協同組合法により設立された連合会

ウ 前記アおよびイ以外で、青梅市の区域内で組織された商店街連合会

(5) 防犯カメラ 一定区域の犯罪の予防を目的として、固定して設置する映像撮影装置で、映像表示または映像記録のために必要な関連機器等で構成されるものをいう。ただし、当該一定区域の不特定多数の者の用に供される目的で設置されるものとし、専ら特定の私有財産または公有財産の保護、管理等に供されるものを除く。

(6) 見守り活動支援事業 市長が選定した「安全・安心まちづくり推進地区」内において、当該地区内に所在する地域団体が公共空間における防犯のための見守り活動の推進を図ることを目的として行う事業のうち次の条件を具備する事業をいう。

ア 防犯に関する見守り活動を月1回以上継続して行うことが見込まれると市長

が認めるものであること。

イ 商店街のみからなる団体が行う事業でないこと。

ウ 地域団体に商店街が含まれる場合においては、当該商店街の区域以外にも防犯カメラを設置すること。

エ 指定された年度内に完了できる事業であること。

オ 占用許可等が必要な箇所で事業を実施する場合には、当該箇所の占用許可等を受けていることまたは受けられる見込みがあること。

カ 事業を実施する地域において住民の合意形成がなされている、または事業開始までにその見込みがある事業であること。

キ 防犯カメラの設置および運用に当たり、次に掲げる事項が順守されるものであること。

(ア) 明確かつ適切な方法で、防犯カメラを設置している旨を表示すること。

(イ) 映像または音声の記録（以下「記録」という。）について、個人情報としてプライバシー保護のため、無線によるシステム構築の際、容易に他者が情報を傍受できないものとするなど、厳正な管理を行うこと。

(ウ) 記録の保管期間は、1週間程度とすること。

(エ) 記録の閲覧は、次のクに掲げる基準で定める防犯カメラの設置目的に照らして適切と認められる場合等に限ること。

(オ) 外部に記録を提供し、または閲覧させるときは、法令等にもとづくとき、または捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けたとき等に限ること。

(カ) 記録に私有地の映像が含まれる場合は、あらかじめ当該私有地の所有者、管理者、使用者または占有者の承諾を受けること。

(キ) 次のクに掲げる基準を書面で定め、常時開示できる状態で保管すること。

ク 次に掲げる事項についての基準が定められていることまたは運用開始までに定められる見込みがあること。

(ア) 防犯カメラの設置目的

(イ) 管理責任者およびその責務

(ウ) 防犯カメラの設置場所

(エ) 防犯カメラの設置の周知方法

(オ) 記録の保管期間、保管方法および廃棄方法

(カ) 記録の閲覧が可能な者

(キ) 記録の閲覧方法

(ク) 記録の外部提供の方法

(7) 防犯設備整備事業 商店街等が防犯対策の一環として防犯カメラを整備する事業のうち次の条件を具備する事業をいう。

ア 前号に規定する事業でないこと。

イ 前号アおよびエからクまでに規定する条件に該当すること。

(8) 防犯設備維持管理事業 前2号に規定する事業により設置された防犯カメラの維持管理を行う事業をいう。

3 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は、見守り活動支援事業、防犯設備整備事業および防犯設備維持管理事業とする。

4 補助金の対象経費

(1) 補助金の交付の対象となる経費、補助率および補助限度額は、別表のとおりとする。

(2) 補助金の対象経費は、事業実施において地域団体が支出する経費のうち、市長が必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等が確認できるものとする。

(3) 次に掲げる経費については、交付の対象としない。ただし、アに掲げる経費については、市長が特に必要と認める場合は、交付の対象とすることができる。

ア 既存設備にかかる機能維持を目的とした修繕、保守等にかかる経費

イ 既存設備の消耗品の交換にかかる経費

ウ 土地の取得、造成、補償および使用にかかる経費

エ 当該経費のうち、防犯カメラの設置場所およびその本来の効果の及ぶ範囲が近接または重複するなど、この補助金が公正かつ有効に使用されないことが明らかでないもの

5 補助金の交付申請

(1) 補助金の交付を受けようとする地域団体（以下「申請者」という。）は、市長が指定する期日までに、青梅市防犯カメラ整備事業等補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(2) 見守り活動支援事業の補助金の交付を受けようとする申請者は、前号に定める補助金交付申請書の提出の際、青梅市防犯カメラ整備事業活動計画書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(3) 前号の申請者は、同号に定める活動計画書を変更しようとする場合においては、速やかに同号の活動計画書を市長に再提出しなければならない。

6 補助金の交付決定

(1) 市長は、前項の規定により補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付することが適当であると認める

ときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、青梅市防犯カメラ整備事業等補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(2) 市長は、前号の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(3) 市長は、第1号の規定による審査等を行い、交付しないことに決定したときは、青梅市防犯カメラ整備事業等補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

7 事業の内容変更等

(1) 申請者は、前項第1号の交付決定額を上回る内容の事業を実施する場合、事業内容を著しく変更しようとする場合または事業を中止しようとする場合においては、あらかじめ青梅市防犯カメラ整備事業等変更等承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(2) 市長は、前号の規定により変更等承認申請を受けたときは、その内容を審査し、変更または中止の内容が適当であると認めたときは、青梅市防犯カメラ整備事業等変更等承認通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

8 申請の取下げ

(1) 第6項第1号の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知を受けた日から14日以内に、青梅市防犯カメラ整備事業等補助金交付申請取下書（様式第7号）を市長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

(2) 市長は、前号の規定により申請の取下げを受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、青梅市防犯カメラ整備事業等補助金交付決定取消書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

(3) 補助事業者は、第1号に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なく同号の申請取下書を市長に提出しなければならない。

9 事業遅延等の報告

補助事業者は、事業が年度内に完了することができないと見込まれるとき、またはその遂行が困難となったときは、速やかに青梅市防犯カメラ整備事業等遅延等報告書（様式第9号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

10 実績報告

補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに青梅市防犯カメラ整備事業等実績報告書（様式第10号）に必要な書類等を添えて、市長に提出しなければならない。第12項第3号の規定により補助金の概算払を受けたときも、同様とする。

11 補助金の額の確定

市長は、前項の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告の内容が、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市防犯カメラ整備事業等補助金交付確定通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

12 補助金の支払等

- (1) 補助金は、前項の規定によりその額の確定を受けた後において交付するものとする。
- (2) 前号の規定により補助金の請求を受けようとする補助事業者は、青梅市防犯カメラ整備事業等補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認める場合は、防犯カメラの設置工事が完了したときに、補助金の全部または一部について、概算払をすることができる。
- (4) 前号の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、青梅市防犯カメラ整備事業等補助金交付（概算払）請求書（様式第12号の2）に防犯カメラ設置工事しゅん工届（様式第12号の3）を添えて市長に提出しなければならない。
- (5) 市長は、第2号または前号の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

13 交付決定の取消し

- (1) 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。
 - エ 取得した財産が、正当な理由なく機能を停止した状態にあるとき。
 - オ 第9項の規定による報告を受け、事業が年度内に完了することができないと見込まれるとき、またはその遂行が困難になったと判明したとき。
- (2) 市長は、前号の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、青梅市防犯カメラ整備事業等補助金交付決定取消書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

14 補助金の返還

- (1) 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、事業

の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(2) 市長は、第11項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

15 補助金の経理等

補助金の交付を受けた補助事業者は、事業にかかる経費について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

16 事業完了後活動報告

(1) 補助事業者（見守り活動支援事業にかかる補助金の交付を受けた者に限る。）は、事業が完了した日から起算して1年を経過する日を含む月の初日から当該日を含む会計年度が終了するまでに、事業完了後の活動状況について、青梅市防犯カメラ整備事業完了後活動報告書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

(2) 補助事業者は、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、市長から要求があったときは補助対象となった防犯カメラおよび防犯に関する見守り活動の現況について市長に報告しなければならない。

17 検査

補助事業者は、市長が青梅市職員をして事業の運営および経理等の状況について検査させた場合または事業について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

18 違約加算金および延滞金の納付

(1) 第13項の規定により補助金の交付決定の全部または一部の取消しを行い、第14項の規定により補助金の返還を命じたときは、市長は、補助事業者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を納付した場合のその後の期間においては既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を補助事業者に納付させなければならない。

(2) 補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、市長は、納期日の翌日から納付の日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を補助事業者に納付させなければならない。

(3) 前2号に規定する年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても365日

当たりの割合とする。

19 延滞金の基礎となる額の計算

前項第2号の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間にかかる延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

20 非常災害時等の場合の措置

補助事業者が、非常災害等による被害を受け、事業の遂行が困難となった場合の措置については、市長が指示するところによる。

21 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

22 実施期日

この要綱は、平成29年6月27日から実施し、同年4月1日から適用する。

別表（第4項関係）

対象経費	補助率	補助限度額
防犯カメラ（モニター、録画装置等を含む。）の整備（購入、取付等）にかかる経費とする。	見守り活動支援事業 24分の23以内 （1,000円未満の端数が生じた場合においては、これを切り捨てるものとする。）	1地域当たり予算の範囲内で防犯カメラ1台当たり60万円を限度に補助する。
	防犯設備整備事業 12分の11以内 （1,000円未満の端数が生じた場合においては、これを切り捨てるものとする。）	
防犯カメラ（モニター、録画装置等を含む。）の維持管理（電気使用料、供架料等）にかかる経費とする。	10分の10以内	防犯カメラ1台当たり6,000円を限度に補助する。

（様式省略）

平成29年度青梅市生活保護世帯に対する法外援護事業実施要綱

1 目的

この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）にもとづく保護を受けている世帯（以下「被保護世帯」という。）またはその世帯に属する学童もしくは生徒に対する各種給付金を、青梅市が予算の範囲内において支給することにより、本人および世帯の自立助長を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「教育法」という。）第1条に規定する学校および教育法第134条に規定する各種学校のうち、別表第1に掲げる学校に在学中の者を学童、別表第2に掲げる学校に在学中の者を生徒という。
- (2) 春・夏・冬季健全育成費 被保護世帯の学童・生徒が春季、夏季および冬季休業中に実施される野外活動等に参加するときに要する経費をいう。
- (3) 学童服 学童・生徒の通学用被服をいう。
- (4) 運動衣 学童・生徒の体育授業に用いるトレーニングシャツ、パンツ等をいう。
- (5) 自立援助金 被保護世帯の生徒または就職に伴い被保護世帯から転出した生徒が、別表第2に掲げる学校を卒業と同時に継続的な就労に従事するときに支給されるものをいう。
- (6) 修学旅行支度金 学童または生徒に対し修学旅行に参加する際に必要な参加支度費をいう。

3 事業の種類、支給要件等

事業の種類は次の各号に掲げるものとし、その内容および支給要件については別表第3に掲げるものとする。

- (1) 春・夏・冬季健全育成費の支給
- (2) 学童服および運動衣の支給
- (3) 自立援助金の支給
- (4) 修学旅行支度金の支給

4 支給金額、支給時期および支給方法

支給金額、支給時期および支給方法は、別表第3に掲げるものとする。

5 実施期日等

この要綱は、平成29年6月1日から実施し、同年4月1日から適用する。

別表第1（第2項関係）

1	小学校
2	義務教育学校の前期課程
3	特別支援学校の小学部
4	外国人学校の初等部

別表第2（第2項関係）

1	中学校
2	義務教育学校の後期課程
3	中等教育学校の前期課程（保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。）
4	特別支援学校の中学部
5	外国人学校の中等部

別表第3（第3項、第4項関係）

事業の種類	内 容	支 給 要 件	支 給 金 額	支給時期および方法
春・夏・冬季健全育成費の支給	被保護世帯の学童・生徒に対し、春・夏・冬季休業中の野外活動等に参加する費用を支給するもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 支給日の前月1日現在、法にもとづく被保護世帯で同日以降おおむね2月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みがある世帯（保護停止中の場合を含む。）に属する学童・生徒とする。 2 支給日の前月2日から支給日までに、法にもとづくいずれかの扶助を開始した被保護世帯で支給日以降おおむね1月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みのある世帯に属する学童・生徒とする。 3 別表第4に掲げる児童福祉施設または学校に入所中（通所または通学している者を除く。）の者には支給しない。 	1人当たり 3,300円	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として12月に支給する。 2 現金で支給することとし、その支払場所は、従前の生活保護費支給において指定されたところとする。
学童服・運動衣の支給	被保護世帯の学童・生徒に対し、「こどもの日」の行事の一つとして、学童服および運動衣の購入費を支給するもの	<p>次の各項に該当し、支給日の前月1日現在、法にもとづく被保護世帯で同日以降おおむね2月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みがある世帯に属する学童・生徒とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年4月1日現在、法にもとづく被保護世帯で同日以降おおむね2月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みのある世帯（保護停止中の場合を含む。）に属する学童・生徒とする。 2 平成29年4月2日から同年5月5日までに法にもとづくいずれかの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 学童服 1人当たり 11,400円 2 運動衣 1人当たり 4,100円 	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として12月に支給する。 2 現金で支給することとし、その支払場所は、従前の生活保護費支給において指定されたところとする。

		<p>扶助を開始した被保護世帯で、同年5月6日以降おおむね1月以上にわたり継続して保護を適用する見込みのある世帯に属する学童・生徒とする。</p> <p>3 1および2の学童・生徒に対する学童服の支給について、別表第1および別表第2に掲げる学校の1年生を除くものとする。ただし、外国人学校在学者は、この限りではない。</p> <p>4 別表第4に掲げる児童福祉施設または学校に入所中(通所または通学している者を除く。)の者には支給しない。</p>		
自立援助金の支給	被保護世帯の生徒で、中学校を卒業し、就職する者に対し、就職支度金を支給するもの	<p>次の各項に掲げるものに該当する者で、支給日の前月1日現在、法にもとづく被保護世帯で同日以降おおむね2月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みがある世帯に属する生徒とする。</p> <p>1 平成29年4月1日現在、法にもとづく被保護世帯(保護停止中の場合を含む。)の生徒または同年3月中に被保護世帯(保護停止中の場合を含む。)から就職に伴い転出した生徒とする。</p> <p>2 別表第2に掲げる学校を卒業し、平成29年4月末日までに継続的な就労に従事するか、または同日までに継続的な就労に従事することが見込まれること。</p> <p>3 別表第4に掲げる児童福祉施設(通所者を除く。)から直接就職する者でないこと。</p>	1人当たり 51,500円	<p>1 原則として12月に支給する。</p> <p>2 現金で支給することとし、その支払場所は、従前の生活保護費支給において指定されたところとする。</p>
修学旅行支度金の支給	被保護世帯の別表第1に掲げる学校に在学する小学6年生または別表第2に掲げる学校に在学する中学3年生に対し、修学旅行に参加するときに必要な参加支度金を支給するもの	<p>次の各項に掲げるものに該当する者で、支給日の前月1日現在、法にもとづく被保護世帯および支給日までに法にもとづくいずれかの扶助を開始した被保護世帯に属する学童・生徒とする。</p> <p>1 当該事業年度4月1日から同3月31日までに修学旅行に参加する別表第1に掲げる学校に在学する小学6年生または別表第2に掲げる学校に在学する中学3年生であって修学旅行日現在、被保護世帯(保護停止中の場合を含む。)に属する学童・生徒とする。ただし、他の事業実施機関により、すでに同一修学旅行に対する参加支度金の支給を受けている者を除く。</p> <p>2 別表第4に掲げる児童福祉施設または学校に入所中(通所または通学している者を除く。)の者には支給しない。</p>	<p>1 小学6年生 1人当たり 4,300円</p> <p>2 中学3年生 1人当たり 8,500円</p>	<p>1 原則として12月に支給する。</p> <p>2 現金で支給することとし、その支払場所は、従前の生活保護費支給において指定されたところとする。</p>

別表第4

生活保護世帯に対する法外援護事業の支給対象とならない児童福祉施設または学校

1	福祉型障害児入所施設
2	医療型障害児入所施設
3	児童自立支援施設
4	児童養護施設
5	特別支援学校（寄宿舍）

青梅市内水面漁業振興対策事業費補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、東京都内水面漁業環境活用施設整備事業費補助金交付要綱（平成19年4月1日18産労農水第1068号。以下「都交付要綱」という。）にもとづく内水面漁業振興対策事業を実施する漁業協同組合に対し、青梅市（以下「市」という。）が予算の範囲内において青梅市内水面漁業振興対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定め、もって内水面漁業の振興を図ることを目的とする。

2 補助対象者

補助金の交付を受けることができる者は、青梅市の区域内に所在する漁業協同組合とする。

3 補助対象事業等

補助対象事業、補助対象経費および補助率は、別表に定めるとおりとする。ただし、市が都交付要綱第5に規定する東京都補助金の交付の決定を受けたものに限る。

4 補助金の交付申請

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市内水面漁業振興対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）を青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。
- (2) 申請者は、前号の規定による申請をするに当たっては、当該補助金にかかる消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じ

て得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金から減額しなければならない。ただし、申請時において当該補助金にかかる消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

5 補助金の交付決定

市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、青梅市内水面漁業振興対策事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

6 申請の撤回

補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に異議があるときは、交付決定の通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

7 補助事業の変更

補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、青梅市内水面漁業振興対策事業実施計画変更承認協議書(様式第3号)により、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の実施箇所を変更しようとするとき。
- (2) 施設等の設置場所を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業に要する経費または事業量の30パーセントを超える変更をしようとするとき。
- (4) 補助事業の経費の配分を変更しようとするとき。
- (5) 工事雑費以外の経費から工事雑費へ流用しようとするとき。

8 補助事業の中止または廃止

補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、青梅市内水面漁業振興対策事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)により、市長の承認を受けなければならない。

9 着手報告

補助事業者は、補助事業に着手したときは、速やかに青梅市内水面漁業振興対策事業着手報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

10 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに青梅市内水面漁業振興対策事業事故報告書(様式第6号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

11 遂行状況報告

補助事業者は、補助金の交付決定にかかる会計年度の12月末日現在における事

業の状況について、市長が定める日までに、青梅市内水面漁業振興対策事業遂行状況報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

12 実績報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が完了したとき、または補助金の交付決定にかかる会計年度が終了したときは、速やかに青梅市内水面漁業振興対策事業実績報告書（様式第8号。以下「実績報告書」という。）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (2) 補助事業者（第4項第2号の規定により当該補助金にかかる消費税仕入控除税額を補助金額から減額した者を除く。）は、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金にかかる消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (3) 補助事業者は、実績報告書を提出した後に消費税および地方消費税の申告により当該補助金にかかる消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第4項第2号または前号の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金にかかる消費税仕入控除税額報告書（様式第9号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

13 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市内水面漁業振興対策事業費補助金交付額確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

14 補助金の交付および請求

- (1) 前項に規定する確定通知書を受領した補助事業者は、速やかに青梅市内水面漁業振興対策事業費補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

15 財産の管理および処分の制限

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。

- (2) 補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第12号）その他関係書類を整理保管しなければならない。
- (3) 補助事業者は、取得財産等について、処分制限期間内においては、市長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。
- (4) 補助事業者は、取得財産等について、処分制限期間内に天災その他の災害（復旧に要する費用が40万円未満のものを除く。）を受けたときは、ただちに被害の状況を施設被害状況報告書（様式第13号）により市長に報告しなければならない。

16 交付決定の取消し

- (1) 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ その他補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令または補助金の交付決定にもとづく命令に違反したとき。
- (2) 前号の規定は、第13項の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

17 補助金の返還

- (1) 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- (2) 市長は、第13項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

18 帳簿等の整理保管

- (1) 補助事業者は、補助事業にかかる収入および支出を記載した帳簿その他関係書類を、当該補助事業の完了の日の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、取得財産等について処分制限期間を経過しない場合においては、補助事業者は、取得財産等にかかる財産管理台帳その他関係書類については、処分制限期間が経過するまで整理保管しなければならない。

19 管理運営状況報告

補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後3年間、毎年度市長が定める日までに当該補助事業にかかる施設等の管理運営の状況等を、施設等管理運営状況報告書（様式第14号）により市長に報告しなければならない。

20 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

21 実施期日等

- (1) この要綱は、平成29年6月27日から実施し、平成32年3月31日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

別表（第3項関係）

補助対象事業			補助対象経費	補助率
内水面漁業振興対策事業	推進事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 伝統漁法披露、体験漁業等のイベントの開催 2 生産物または加工品の開発・普及 3 流通・加工・販売体制の整備 4 生産物、加工品または釣場のPR 5 地産地消の仕組みづくり 6 内水面漁業振興に関する調査および計画策定等 	補助対象事業の実施に要する経費	補助対象経費の8分の7以内
	施設整備事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 産卵場または稚魚育成場の造成 2 漁場の耕うん、しゅんせつ、および障害物等の除去 3 次に掲げる施設の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 魚礁 (2) 魚道 (3) 迷入防止施設 (4) 種苗生産供給施設 (5) 種苗中間育成施設 (6) 希少種保全施設 (7) 給排水施設 		

		<ul style="list-style-type: none"> (8) 漁場管理強化施設 (9) 種苗等採捕施設 (10) 給排水等処理施設 (11) 病害汚染防止施設 (12) 水産廃棄物等処理施設 (13) 用水再利用施設 (14) 新熱源利用施設 (15) 体験学習施設 (16) 展示施設 (17) 情報連絡施設 (18) 養殖施設 (19) 蓄養施設 (20) 生産物処理加工・保管施設 (21) 作業・保管施設 (22) 地域産物展示販売施設 (23) 後継者育成等施設 (24) 施設等連絡道 (25) 遊漁管理施設 (26) 釣場 (27) 釣場安全施設 (28) 釣関連道 (29) 河川広場 (30) 河畔環境活用施設 (31) 河畔休養施設 <p>4 前記 3 に掲げる施設の付帯施設および省電力化施設等の整備</p>	
--	--	---	--

(様式省略)